

亀山市資源物集団回収活動報奨金等交付制度の在り方の検討について

1. 現行制度について（平成26年度施行）

（目的）

市民団体が自主的に実施する資源物の集団回収活動に対し、資源物集団回収活動報奨金及び加算金を交付することにより、地域住民のリサイクルに対する意識の高揚を図るとともに、資源物の有効利用を推進し、もって循環型社会に資することを目的としています。

（概要）

亀山市資源物集団回収活動報奨金等交付要綱に基づき、市民団体（自治会、婦人会、PTA等地域住民で構成する団体）が、資源回収物を取扱業者に引き渡し、又は亀山市総合環境センターに直接搬入した場合、資源物の重量1kgにつき表1に掲げる金額を報奨金として交付しています。

2. 集団回収量及び報奨金交付実績【表2】

- ・センター搬入量：横ばい
- ・民間搬入量：減少
- ・報奨金交付額：減少
- ・団体数：減少

近年、誰もが容易に資源物を持ち込むことができるスーパー店頭等の回収ボックスが増加しており、その結果、活動団体数や回収量は減少し、また多くの対象品目で減少の傾向にあります。

3. 今後の制度の在り方について

表2のとおり、登録団体が直接民間再生資源業者に売却する資源物の量は、各年ともに全体の資源物回収量の約9割を占め、社会全体のリサイクル意識の変化とともに市場も大きく変わってきており、本制度実施による一定の役割は果たせたものと考えています。

また、本制度要綱第12条においても5年毎に制度を見直すこととしている。そのような中で、近年の資源物回収の状況も踏まえ、回収量に応じた報奨金の交付そのものを見直し、地域で生じた資源物を市民団体が直接民間再生資源業者に引き渡すリサイクル活動を支援する制度への転換など、本制度の在り方について検討を進めてまいりたいと考えています。